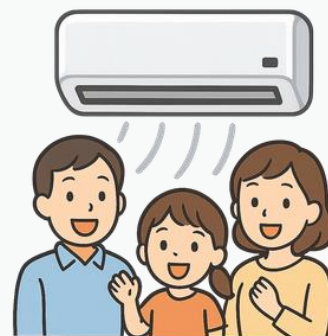


エアコン購入費補助の お知らせ

経済的理由から自宅にエアコンを設置することが困難な世帯を対象に、熱中症等による健康被害の予防を図ることを目的として、エアコンの新規設置、追加設置及び買い換えに要する費用を補助します。



補助対象世帯

令和7年度又は令和8年度の世帯状況（次のいずれかに該当すること）

- 市町村民税非課税の者又は市町村民税均等割のみ課税されている者で構成される世帯
- 児童扶養手当受給世帯



生活保護法による被保護世帯、中国残留邦人支援法による支援給付受給世帯、租税条約によって市町村民税が免除されている者がいる世帯及び市町村民税所得割が課税されている者の扶養親族のみで構成される世帯は除く。

補助対象エアコン

補助金の交付対象となるエアコン（次のいずれにも該当すること）

- 補助対象者が令和8年4月1日から同年10月31日までの間に購入し、かつ、当該補助対象者の居住する市内の住宅に設置したエアコン
- 壁又は窓枠に固定して設置したエアコン
- 事業の用に供しないエアコン

補助内容

●補助金額 最大 **10** 万円（東京ゼロエミポイント併用可）

●補助対象経費 エアコン本体購入費、配送費、設置工事費、撤去費、リサイクル費

 1世帯あたり1台限り。延長保証料、消耗品費等は対象外。

補助の流れ

1. 補助金認定申請

【6月1日(月)～9月30日(水)】



認定申請書、誓約書兼同意書及び必要書類を郵送、持参又は電子申請フォームにより提出

- 申請書＝市ホームページからダウンロード又はコールセンター窓口にて配布
- 必要書類＝【必須書類】本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）
【該当世帯のみ】課税（非課税）証明書、児童扶養手当証書等

2. 補助金認定



審査後、申請者に補助金認定通知書を送付

3. エアコン購入・設置

【4月1日(水)～10月31日(土)】



市内販売店等でエアコンを購入・設置
※下記「支払方法」に記載の代理受領方式を選択する場合は、購入時に補助金認定通知書を店舗に提示してください。

4. 補助金交付申請

【設置後～11月30日(月)】



交付申請書、必要書類（設置機器カタログ、レシート、設置確認書等の写し）を郵送又は持参により提出

5. 補助金交付決定



審査後、市から申請者に交付決定通知書を送付、指定口座に補助金入金

支払方法（次の2種類のいずれかを選択）

①代理受領方式（補助金交付申請や受領を登録販売事業者が代行する方法）

本事業の登録販売事業者[※]での購入に限り、購入時に補助金相当分の値引きを受けられ、以降の手続き（交付申請及び受領）は登録販売事業者が代行します。上限を超える場合や対象範囲外のものをご購入した場合は自己負担が発生します。

代理受領方式を選択する場合は、必ず購入前に補助金認定申請を行ってください。

※登録販売事業者については、市ホームページをご確認ください。

②償還払い方式（購入費用を用意し、店舗で直接支払う方法）

通常の買い物と同様に、購入店舗等で購入費用を全額支払います。購入・設置後、市に補助金の交付申請を行い、補助金を受け取り（口座振込）ます。

⚠ 認定前に購入した場合は、補助金認定申請期間内に申請ください。ただし、認定申請時の審査により対象とならない場合は、購入費用の補助はできませんのでご注意ください。

問合せ・申請先

コールセンター ☎0120-604-057

開設日時＝令和8年6月1日(月)～11月30日(月)

午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）

〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市役所4階中部地区会館406会議室

低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業コールセンター宛



市ホームページ



申請フォーム

事業実施元
武蔵村山市健康福祉部
福祉総務課地域支援係